

会費規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、定款第 8 条の規定に基づき、公益社団法人日本騒音制御工学会（以下「学会」という。）の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会金）

第 2 条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

正会員	2,000 円
学生会員	1,000 円
団体会員	0 円
賛助会員	0 円

2 学生会員から正会員に変更になった場合は、新たな入会金の納入を要しない。

（会 費）

第 3 条 会員は、請求により会費を納入しなければならない。

2 会費の年額は、次のとおりとする。（旧年額）

正会員	10,000 円 (9,000 円)
学生会員	5,000 円 (4,500 円)
団体会員 A	45,000 円 (40,000 円)
団体会員 B	27,000 円 (25,000 円)
団体会員 C	10,000 円 (9,000 円)
団体会員 D	0 円

賛助会員 一口 45,000 円、一口以上 (40,000 円)

3 56 歳以上の正会員については一括払いにより納入することができる。その場合、56～64 歳の正会員については 65 歳以上に達する年度までの一括払いとする。金額は一括払い年数に対応して別表 1 に示すとおりとする。

4 名誉会員は、定款第 8 条の規定に基づき、会費を納めることを要しない。

5 会誌を必要としない学生会員は、会費を納めることを要しない。

6 事業年度の途中で学生会員から正会員に変更になった者は、次年度から正会員の会費を納入するものとする。

（会誌の年間購入費）

第 4 条 団体会員 D は、請求により会誌の年間購入費を納入しなければならない。

2 会誌の年間購入費は、次のとおりとする。

団体会員 D 11,000 円（送料、消費税込み）（9,000 円）

（海外在住の会員）

第 5 条 海外在住の会員は、学会誌等の送付に必要な経費を請求により納入しなければならない。

（改 廃）

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 26 年 5 月 31 日から施行する。

別表 1

一括払い年数	会費（円）	
	一括払い	1年当たり換算
30	154,000	5,133
29	149,000	5,138
28	144,000	5,143
27	139,000	5,148
26	134,000	5,154
25	129,000	5,160
24	124,000	5,167
23	119,000	5,174
22	114,000	5,182
21	109,000	5,190
20	104,000	5,200
19	99,000	5,211
18	94,000	5,222
17	89,000	5,235
16	84,000	5,250
15	79,000	5,267
14	74,000	5,286
13	69,000	5,308
12	64,000	5,333
11	59,000	5,364
10	54,000	5,400
9	49,000	5,444
8	44,000	5,500
7	39,000	5,571
6	34,000	5,667
5	29,000	5,800
4	24,000	6,000
3	19,000	6,333
2	14,000	7,000
1	9,000	9,000

(改正案)

一括払い年数	会費（円）	
	一括払い	1年あたり
1	10,000	10,000
2	19,000	9,500
3	27,000	9,000
4	34,000	8,500
5	40,000	8,000
6	45,000	7,500
7	49,000	7,000
8	52,000	6,500
9	54,000	6,000
10	55,000	5,500
永年	80,000	-